

公益社団法人 日本キャンプ協会 寄附金等取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 39 条第 3 項の規定に基づき、公益社団法人日本キャンプ協会（以下「本会」という。）が受領する寄附金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通常寄附金

本会の会員又は本会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

(2) 公募寄附金

本会の会員又は本会の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

(3) 特別寄附金

前各号のほかに、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(通常寄附金の募集)

第 3 条 本会は常時通常寄附金を募ることができる。

2 通常寄附金は、寄附金総額の 50% 以上を定款第 4 条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(公募寄附金の募集)

第 4 条 公募寄附金を募集するときは、募集の趣旨若しくは目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途（計画）及びその他（寄附金の募集に）必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 公募寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第 4 条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30% 以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第 5 条 公募寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第 6 条 通常寄附金又は公募寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第 4 条第 1 項による募金目論見書並びに認定書写しを寄附者に送付するものとする。

2 前項及び特別寄附金の受領書には、本会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第 7 条 本会は、公募寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本会は、公募寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第 8 条 本会は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。受領に際して寄附書にて寄附者の資金使途等の意思を確認する。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

- 3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退し、理事会に報告しなければならない。
- (1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (3) 寄附金の受け入れに起因して、本会に著しく資金負担が生ずる場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、「情報公開規程」第8条による事務所で書類の備置き資料による閲覧を行う。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(細 則)

第12条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、2013年3月9日から施行する。